

令和5年度

高崎市こども基金助成事業

地域での子育て支援活動に助成します

市では、市の出資金と個人、企業等からの寄附金をもとにした「高崎市こども基金」を設置しています。

この基金を活用し、地域での子育て支援活動に取り組んでいる団体や、子育て支援に関するイベントを企画している団体などに、その活動費の一部を助成します。

《募集期間》

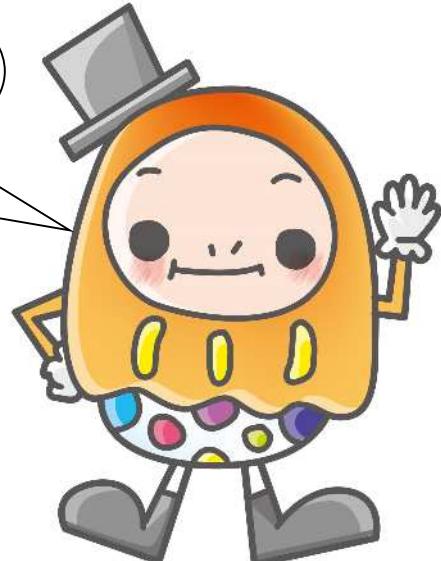
令和5年2月1日（水）から2月28日（火）まで

地域で取り組む子育て
支援活動を応援します！！

♪こんな子育て支援してみませんか♪

- ◎ 読み聞かせや赤ちゃん体操などの親子教室の開催
- ◎ 赤ちゃんと一緒に楽しめるコンサートの開催
- ◎ 地域に密着した子育て情報誌の発行

などなど



応募要件などは、裏面をご覧ください

助成の対象となる団体

助成の対象となる活動を実施しているか実施しようとしていて、次の条件を満たしている団体

※ ただし、過去5年度（平成30年度～令和4年度）に3回助成を受けた団体は助成を受けられません。

- ① 活動目的を明らかにし、規約、会則等を定めている団体
- ② 代表者及び会計責任者が明確であり、市内に活動拠点を有している団体
- ③ 原則として5人以上で構成され、構成員の半数以上が市民である団体
- ④ 政治若しくは宗教活動又は営利を活動目的としていない団体

助成の対象となる活動

地域で自主的に計画し、継続的に実施しようとする子育て支援を目的とした活動で、4月1日から翌年3月31日までに完了する活動

- ① 地域や家庭における子育て支援を目的とした活動
- ② 子育て支援活動を目的としたネットワークづくり
- ③ 子育てを支援する環境づくり
- ④ その他、子育て支援の目的に沿った活動

助成の対象経費

子育て支援活動に必要な経費が対象となります

○ 対象となる経費の例

講師への謝礼金、会場の使用料、
チラシなどの印刷費 など

● 対象とならない経費の例

団体（本助成を受ける他の団体を含む。）の会員へ支払う
謝金等の金品すべて、材料費（参加者の原材料や参加者
が持ち帰る物）、食料費、備品の購入費 など

助成の金額

- ☆ 申請は、1団体1事業まで、助成の対象経費の80%以内（上限15万円）を助成します。
- ☆ 助成の対象となる団体、助成金額は、高崎市こども基金助成事業審査委員会の審査を経て決定します。
- ☆ 助成事業の予算額や申請件数などによっては、要件を満たしていても申請のとおり助成できないことがあります。

助成を希望する団体は、所定の申請書に必要な書類を添えて、2月28日（火）までに市役所1階13番窓口こども家庭課へ提出してください。

申請書等の様式は、こども家庭課窓口、各支所市民福祉課窓口のほか市ホームページのこども家庭課のページからもダウンロードできます。

詳しくは、こども家庭課こども企画担当までお問い合わせください。

お問い合わせ・申請書提出先

〒370-8501

高崎市高松町35番地1 高崎市役所

こども家庭課こども企画担当

TEL：027-321-1316（直通） FAX：027-324-1849

E-mail：kodomo@city.takasaki.gunma.jp